

企画提案コンペ参加仕様書

1 業務内容

(1) 業務名

令和6年度三重県広報紙「県政だより みえ」版下制作等業務委託(単価契約)

(2) 業務内容

三重県が発行する三重県広報紙「県政だより みえ」の版下データ作成等

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 契約者数

1者

2 契約上限額

11,035,200円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

3 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 過去に広報紙その他の作成にかかるデザイン、編集、版下作成業務等を請け負った実績があるなど受託業務について十分な業務遂行能力を有する者であること。
- (7) 常に連絡調整ができるように、体制を整えておける者であること。

4 スケジュール

(1) 企画提案への参加意思表示

企画提案に参加を希望する者は、次のとおり申請してください。

ア 提出書類

- ・企画提案コンペ参加資格確認申請書(様式1)
※企画提案コンペに関し、支店または営業所等に権限が委任されている場合は、その委任状(様式2)も提出してください。
- ・当該申請書の添付書類

イ 提出方法

12の担当部局に持参又は郵便により提出してください。

※郵便の場合は、提出期限までに必ず電話にて受理の確認をしてください。

ウ 提出期限

令和5年11月16日(木)17時まで(必着)

(2) 企画提案コンペに関する質問書の提出及び回答

ア 質問の受付期間

質問書(様式3)により、令和5年11月10日(金)17時までに12の担当部局に電子メールで提出してください。

なお、電子メール送信後、電話にて受理の確認を行ってください。

イ 質問の内容

質問は、原則として、当該業務に係る条件や応募手続きに限るものとし、以下の項目に関する質問は受け付けることができません。

- ・他の応募者からの提案書提出状況に関する内容
- ・積算に関する内容
- ・採点に関する内容

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和5年11月13日(月)17時までに三重県ウェブサイトに掲載します。

(3) 企画提案参加希望者の資格審査及び結果通知

ア 企画提案参加希望者の資格審査

提出された「企画提案コンペ参加資格確認申請書(様式1)」等及び3(1)(2)について、資格審査を行います。

イ 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、令和5年11月27日(月)17時までに、すべての参加意思表示者に対して通知します。

(4) 企画提案書等の提出

上記(3)の資格審査の結果通知において企画提案書等の提出を認められた者のみ提出することができます。

企画提案書等については、「企画提案指示書」に基づき、次のとおり提出してください。

ア 様式及び内容

企画提案書提出書(様式4)及び指定するもの(企画提案書・経費見積書・会社概要・十分な業務遂行能力を有する者であることを証明できる書類)。

イ 提出方法

12の担当部局に持参又は郵便により提出してください。

なお、郵便の場合は一般書留郵便又は簡易書留郵便としてください。

※郵便の場合は、必ず提出期限までに電話にて受理の確認をしてください。

ウ 提出期間

令和5年11月28日(火)9時から令和5年12月20日(水)17時まで(必着)

(5) 企画提案書等の審査

提出された企画提案書について、書面審査および(6)のプレゼンテーション内容を総合的に評価したうえで最優秀提案を選定し、その結果を各提案者に文書で通知します。

(6) プレゼンテーションの実施

ア 実施日(予定)

令和5年12月27日(水)

※改めて別途通知します。

イ 場所

三重県庁会議室もしくは周辺施設会議室

※改めて別途通知します。

ウ 時間

改めて別途通知します。

エ 説明者

3人までとします。

オ その他

・プレゼンテーションの際は事前にご提出いただく企画提案書等のみを使用し、説明をお願いします。

・企画提案書の提出が多数の場合は、選定委員会において事前に書類審査を行い、優秀提案者を5者程度選定したうえで、当該優秀提案者によるプレゼンテーションを実施します。

・必要があると判断した場合は、補足資料の提出を求めることがあります。

(7) 評価項目

審査にあたっては、次の項目について、評価を行います。

なお、「イ 広報紙全体のレイアウト等」「ウ 広報紙各項目の企画・内容」の項目については、配点を2倍とします。

ア 業務処理体制

イ 広報紙全体のレイアウト等

ウ 広報紙各項目の企画・内容

エ 連載企画の企画・内容

オ 三重県からのお知らせ、イベント情報、県の相談窓口などの周知方法

カ その他の掲載記事提案

キ 経費の妥当性

(8) 審査結果

審査結果については、令和5年12月28日(木)17時までに、各提案者に対して文書により通知します。

(9) 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

ア 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がないこと用)(有料)」(所管税務署が過去6ヶ月以内に発行したもの)の写し(提示可)

イ 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県

税事務所が過去6ヶ月前以内に発行したもの(無料)の写し(提示可)
ウ 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書(様式5)

※契約保証金の免除を判断するために、提出いただきます。

※3(3)、(4)及び(5)を満たさなかった場合は、最優秀提案者の権利が次点以下の者に移ります。

(10) 契約の締結

最優秀提案者と契約条件を協議のうえ、契約を締結します。

5 無効となる提案

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。

- (1) 企画提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 提案者が本企画提案コンペに対して2以上の提案をしたとき。
- (3) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (4) 参加に際して事実と反する申込みや提案などの不正行為があったとき。
- (5) 提出書類が提出期限を越えて提出されたとき。
- (6) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

6 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

7 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

なお、「県政だより みえ」1号発行ごとの単価契約とし、支払う代金は1号発注ごとに、消費税及び地方消費税を外税で加算した金額とします。

8 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

9 暴力団等排除措置要綱による契約の解除等

受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札者資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

10 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (2) 受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

11 その他

- (1) 企画提案に必要な経費については、各企画提案者の負担とします。
- (2) 企画提案されたものは、経費見積書の中ですべて実現できるものと判断します。
- (3) 提出された全ての書類は返却しません。
- (4) 提出された全ての書類は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。
- (5) 選考経過は公表しません。
- (6) 審査結果についての異議申立は受け付けません。
- (7) その他必要な事項は、三重県会計規則に規定するところによります。
- (8) 企画提案の内容は、委託業者選定を目的としたものであり、当該企画提案の一部について変更する場合があります。

12 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県総務部 広聴広報課 企画・広報班
県政だより みえ 担当
TEL: 059-224-2788
FAX: 059-224-2032
E-MAIL: koho@pref.mie.lg.jp